

# 確定申告が始まります

## 所得税・消費税等の確定申告

「確定申告書」は、ご自分で作成し、名寄税務署窓口へ持参するか、郵送でお早めに提出してください。

平成18年分は、定率減税が所得税額の10%（最高12万5千円）に変わりました。

確定申告相談・申告書受付期間

〔所得税〕  
2月16日(金)～3月15日(木)

〔贈与税〕  
2月1日(木)～3月15日(木)

〔消費税等〕  
2月16日(金)～4月2日(月)

相談会場  
名寄税務署2階会議室

時間  
9時～12時、13時～16時

土・日曜、祝日を除く。  
☎01654 2311

（個人課税部門）

## 住民税の申告が始まります

住民税の申告相談を開催いたします。申告が必要と思われる方には「案内ハガキ」で相談日をご案内しますので、「案内ハガキ」と関係書類をご持参ください。「案内ハガキ」が送付されなかった方でも申告の必要がある場合は「来庁ください」。

申告受付資料などの都合により、住所が名寄市風連町の方は風連庁舎で、それ以外の方は名寄庁舎での申告をお願いいたします。（申告の受け付けは、土日を除きます。）

【名寄庁舎】  
・とき  
2月16日(金)～3月15日(木)

・ところ  
名寄庁舎2階8番窓口  
税務課市民税係

## 【風連庁舎】

・とき  
2月21日(水)～3月6日(火)

・ところ  
風連庁舎1階1番窓口  
税務課

申告に必要なもの  
案内ハガキ、印鑑

給与・年金などの源泉徴収票（原本）、報酬・料金等の支払調書

営業所得等がある場合は収支計算書及び仕入れ、売上、必要経費等の明細書

生命保険、損害保険等の払込証明書

医療費、社会保険料、国民健康保険税等領収書等

国民年金保険料等の控除証明書

身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書（1）、療育手帳または精神保健福祉手帳等

所得税の還付申告の場合は振込先口座のわかるもの

問い合わせ  
税務課市民税係  
☎01654 2111

（内線3201～3203）

### 1 障害者控除対象者認定制度

次の事項に該当する場合で、市が「障害者控除対象者」として「認定書」を発行した方についても、所得税・住民税の障害者控除として一定金額を所得から差し引くことができますので、対象となる方は申請してください。

対象者  
65歳以上の方で要介護認定を受け、障害者の基準に準ずる方

65歳以上の方で、6ヵ月以上寝たきりで食事・排泄等の日常生活に支障がある方  
前記の ・ の方を扶養している方

#### おむつ代の医療費控除

次の対象者については、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、市が発行する「確認書」でも認められますので、申請してください。

対象者 要介護認定を受けていて、次の3つの条件すべてに該当する場合でおむつ使用の必要性が確認される方  
おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方  
おむつを使用した当該年に作成した主治医意見書がある方  
主治医意見書の内容

申請に必要なもの 前年のおむつ使用証明書の写し、またはおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であることが確認される書類の写し

問い合わせ  
高齢福祉課介護保険係 ☎01654 2111（内線3235）

### 車庫や物置も固定資産税の課税対象となります

車庫や物置も住宅と同様、家屋として固定資産税が課税されます。平成18年1月2日以降に車庫や物置を新築された方、建て替えられた方や滅失された方は税務課資産税係にご連絡ください。

問い合わせ  
・名寄庁舎2階 税務課資産税係  
☎01654 2111（内線3204・3205）  
・風連庁舎1階 税務課  
☎01655 2511（内線124）